

# 令和8年度 学校いじめ防止基本方針



大網白里市立増穂中学校

## 1 いじめ防止に関する基本的な考え

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、「学校に在籍している当該児童生徒に対して一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう」と定義されている。

全校の生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、学校評価等の状況を踏まえ「いじめ防止基本方針」を策定した。

### (2) いじめ防止に関する基本的な考え

いじめは、いじめを受けた生徒の基本的な人権を著しく侵害する行為であり、生命や身体にも重大な危険を与えるおそれがあるため、「人として決して許されるものではない」「いじめを行ってはいけない」ということを生徒が十分理解し、生徒が安心して学習やその他の諸活動等学校生活を送れるよう「いじめ防止基本方針」をもとに、学校の内外を問わず、全職員でいじめ防止に取り組んでいかなければならない。

本校の研究目標の一つでもある、「人権尊重の理念に基づいた道徳の充実を図り、一人一人が自他を尊重する」という目標の達成や生徒会で考えた「思いやり宣言5箇条」を学級全員で唱和することにより、いじめに対する意識を高めいじめ防止につなげていく。

また、教職員もいじめは「どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、すべての生徒がかかわる問題である」という基本認識にたち、関係法令を遵守し、保護者・地域・専門機関と連携して、いじめ防止および問題の克服に取り組んでいく必要がある。

「学校いじめ防止基本方針」でさまざまな機会を捉え、いじめ問題への取り組みを生徒や保護者に周知していく。また、学校評価等のいじめに関わる調査を活用して見直しを進め、必要に応じて適時改訂を加えるものとする。

## 2 いじめの特徴

### (1) いじめの構造

いじめの持続や拡大には、いじめを受けている生徒やいじめている生徒以外の観衆的立場や傍観者の立場にいる生徒のかかわりも大きい。したがって、傍観者の立場の生徒が仲裁者の立場となれるような指導をしていくことが大切である。

- いじめる生徒（加害者）
- 周りではやし立てる生徒（観衆的立場）
- 見て見ぬふりをする生徒（傍観者の立場）
- いじめを受けている生徒（被害者）

## (2) いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合、いじめられている生徒を守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要である。

| いじめの分類  | 《抵触する可能性のある刑事法規》                   |
|---|------------------------------------|
| 冷やかし、からかい、悪口、脅し文句など誹謗・中傷やいやなことをされる。(パソコン、携帯を使用して行うものもふくむ) | 《脅迫、名誉毀損、侮辱》                       |
| 仲間はずれ、集団から無視をされる。   | 《刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要》 |
| 軽くぶたれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。                             | 《暴行》                               |
| ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。                                 | 《暴行、傷害》                            |
| 金品をたかられたりする。  | 《恐喝》                               |
| 物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。                             | 《窃盗、器物破損》                          |
| いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。                        | 《強要、強制わいせつ》                        |

## 3 いじめの未然防止等に向けての手だて

教職員は、生徒一人ひとりの理解に努め、信頼関係を築くことを大切にする。

(1) いじめ(インターネットを通じて行われるものを含む)を許さない雰囲気作り

- ① 全校集会などで校長が日常的にいじめ問題について触れ、「いじめは人として絶対に許される行為ではない」という雰囲気を学校全体に醸成する。
- ② 担任は日常的にいじめ問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許される行為ではない」ということを生徒一人ひとりに徹底させていくような学級作りをする。
- ③ 日常生活において、はやし立てたり(観衆的立場)、見て見ぬふりをしたりする(傍観者的立場)行為もいじめを肯定していることを理解させ、ルールや規範意識がきちんと守られ、いじめの傍観者からいじめを抑制できる生徒になれるよう指導する。

- ④ いじめは誰もが被害者になり得ることを認識させ、いじめにあうことを「恥ずかしい」「みじめ」と考えないことや、いじめを認めた時にこれを黙認することなく保護者や教師等に伝えることは正しい行いであり卑怯な行為ではないことを指導する。
- ⑤ 校内研修や職員会議等でいじめの問題について研修の機会を積極的にもち、過度の競争意識をもたせること、勝利至上主義等が体罰やいじめの助長につながる事などへの認識を深め、いじめや暴力、暴言を排除する学校作りに向けた教職員間の共通理解を図る。
- ⑥ 保護者会や各種たより等をとおして、いじめの未然防止、早期発見・早期対応についての学校と家庭の連携についての啓発活動を行う。

## (2) 生徒指導の機能を重視した授業の展開等

- ① 教科等の授業では、「自己存在感」をもたせる場面や「自己決定」の場面を与えたりする生徒指導の機能を生かした「わかる授業」の展開や、生徒一人ひとりを大切にしたい「楽しい授業」「わかりやすい授業」を展開する必要がある。
- ② 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
- ③ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などを通じた、思いやりや生命の尊重、人権意識の高揚に向けた計画的な取り組みをする。
- ④ 生徒が自己有用感を高められるような場面や、困難な状況乗り越えられるような体験の機会を積極的に設ける。
- ⑤ いじめ問題やトラブル等の対処の仕方を、ソーシャルスキルトレーニング（ディスカッション、ディベート、ロールプレイ）等の学習方法を活用し、生徒自らが主体的に参加できるような取り組みを指導する。
- ⑥ 生徒会による「いじめ防止活動」やいじめを自分たちの問題として考え予防や解決に取り組めるような活動を支援する。

## (3) インターネットを通じて行われるいじめへの対策

- ① ネット依存や SNS を介した犯罪者との遭遇、性的被害などの問題等、情報モラルに関する教育を充実させ、総合的に対応する必要がある。
- ② 携帯電話等の利用に関するルールを生徒自らが議論し決定する取り組みなどを通して、適切な使い方の学習を推進する。
- ③ 1人1台端末の利用に当たり、他人を傷つけたり、嫌な思いをさせたりすることをネット上に書き込まない等、情報モラル教育の一層の充実を図る。
- ④ 大人が気づきにくいネット上で問題が進行している点が、早期発見を困難な状況にしていることを踏まえ、被害を受けた場合の対応とインターネット上のいじめを含む不適切な行為を発見した場合の通報について、生徒に周知する。

- ⑤ インターネット上の生徒間トラブルに係る情報の拡散や加害者の特定の困難さなどから、保護者に対し、早期に警察と連携し対応することをあらかじめ周知する。

## 4 いじめの早期発見について

### (1) いじめの早期発見につながる体制作り

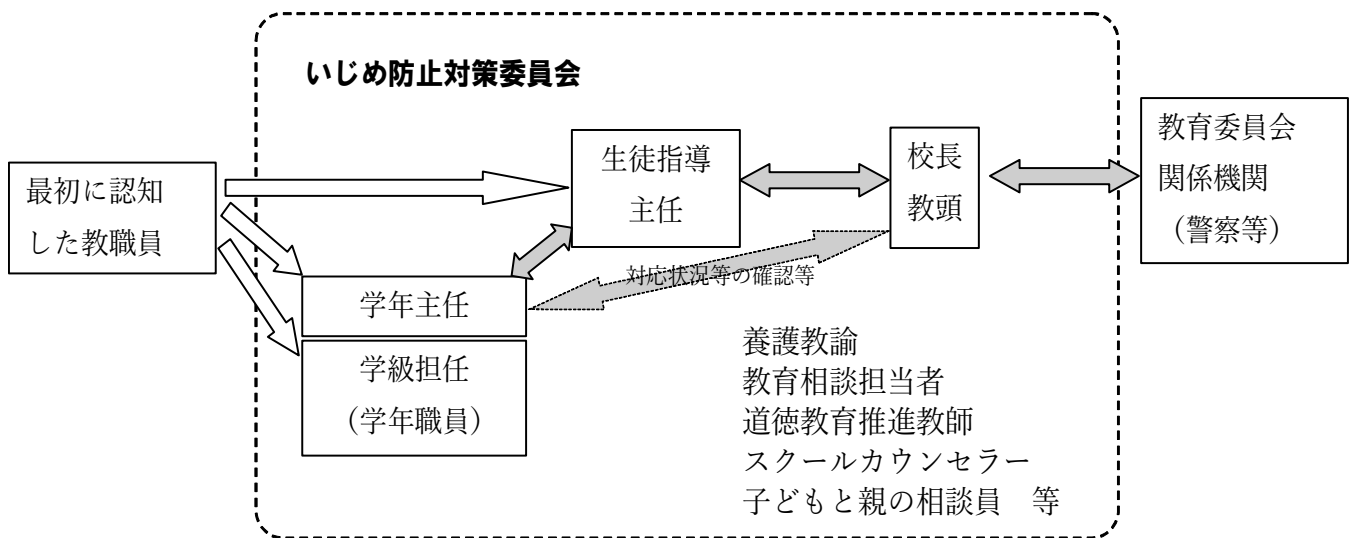
- ① いじめを早期に発見するために、定期的なアンケート調査と学期1回の教育相談等を計画的に実施する。また、面談方法や面接結果で気になることなどは、スクールカウンセラー等の専門的立場から助言を受けるようにする。
- ② 日頃からの生徒の見守りや、信頼関係の構築に努め、生徒の小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。
- ③ 休み時間や放課後などの雑談や、生活ノートやチャンス相談等の機会に、生徒同士の交友関係や悩み事、トラブルなどを把握する。
- ④ 休み時間や昼休み、放課後などの校内巡視を計画的に行い、生徒の生活・行動等を把握する。
- ⑤ スクールカウンセラーや相談員等による相談予定や、関係機関の相談方法や窓口等について、生徒や保護者に周知する。
- ⑥ 養護教諭による保健室を利用する生徒との会話の中で、何か気にかかることがあれば、必要に応じて担任、学年を中心にスクールカウンセラーと連携し、解決にあたる。
- ⑦ 生徒会活動により、いじめ防止を訴え、解決を図れるような自発的、自治的な活動に取り組めるよう支援をする。
- ⑧ いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる立派な行為であることを日頃の生活の中で指導し、思いやりをもって生活できるように指導する。
- ⑨ 保護者や家庭に対し、日頃から、いじめ問題に対する学校の考え方や取り組み、いじめがあった場合の子どもの変化等について周知し、共通理解にたった上で、いじめの発見に協力を求めるとともに、保護者からの相談や訴えに対応する体制を整備する。

### (2) いじめ相談窓口の設置

- ① 学校におけるいじめの相談・通報窓口（担任・学年職員・教育相談担当教員・セクハラ担当教員・スクールカウンセラー・子どもと親の相談員など）を明示し、生徒の悩みを積極的に受け止められる体制作りをする。
- ② 学校だよりやパンフレット等を通して、いじめの防止等のための啓発活動や学校以外のいじめの相談・通報窓口を生徒・保護者へ周知する。

## 5 いじめを認知した場合の対応

### (1) いじめの認知から指導、対応の流れ



### (2) 対応方針の決定と役割分担

#### ① 情報の整理

- ・ いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の生徒の様子などの状況の把握をする。

#### ② 対応方針

- ・ 緊急度の確認をする。(自殺、不登校、脅迫、暴行等の危険度の確認)
- ・ 事情聴取や指導の際留意すべきことを確認する。

#### ③ 役割分担(いじめ防止対策委員会を中心に)

- ・ 被害者からの事情聴取と支援担当
- ・ 加害者からの事情聴取と指導・支援担当
- ・ 周囲の生徒と全体への指導担当
- ・ 保護者への対応担当
- ・ 関係機関への対応担当

### (3) 事実の究明と支援・指導

- ・ いじめの状況、いじめのきっかけ等を聴き、事実に基づいて指導を行えるようにする。

### (4) いじめられた生徒への対応

- ① いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒に対して、徹底して守り通すことを伝え、不安を取り除く。
- ② いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携をし、いじめられた生徒に寄り添い支える体制を作る。
- ③ いじめられている生徒に、自信を持たせるような言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- ④ 聴取を終えた後は、保護者への事情説明、自宅までの安全の確保をする。

## (5) いじめた生徒への対応

- ① いじめた生徒への指導は、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産をも脅かす行為である」ことを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる為に必要かつ適切な懲戒を加える。
- ② 必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられるような環境作りをする。
- ③ いじめた生徒に指導を行っても、十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄の警察署など関係機関とも連携して対応する。
- ④ 不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書など、自分で発散できる力を育めるよう指導する。また、被害者や通報者に圧力(物理的・精神的)をかけることがあってはならないことを指導する。
- ⑤ いじめた生徒が抱える問題に目を向け、いじめの背景を理解するとともに、自己有用感をもって学校生活を送ることができるように全職員で支援をする。

## (6) 観衆や傍観者の立場の生徒への対応

- ① いじめは、学級や学年など集団全体の問題として対応し、絶対に許されない行為であり、いじめを許さない集団作りに向けた話し合いをさせる。
- ② 周囲ではやし立てたり傍観したりする生徒も、問題の関係者として事実を受け止めさせ、これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。
- ③ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者などの協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- ④ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援・指導を行う。
- ⑤ 指導記録等を確実に保存し、生徒の進学・進級や転学にあたって、適切に引き継ぎを行う。

## (7) いじめられた生徒の保護者との連携

- ① 事実が明らかになった時点で速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。(学級担任を中心にし、複数で対応する)
- ② 学校として生徒を徹底して守り、スクールカウンセラー・子どもと親の相談員の活用などを含め、支援していくことを伝え、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ③ 対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの生徒の様子等について情報提供を受ける。
- ④ 対応を安易に終結せず、経過を観察し、必要な情報を提供する方針を伝え、理解と協力を得る。

## (8) いじめた生徒の保護者との連携

- ① 事情聴取後、生徒と共に家庭訪問をし、事実を経過とともに伝え、その場で本人に事実の確認をする（学級担任を中心に複数で対応する）。
- ② 相手の生徒の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ③ 指導の経過と生徒の変容も伝え、指導に対する理解を求める。
- ④ 事実を認めなかったり、学校の対応を批判したりするようなどときには、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の生徒への信念を話し、理解を求める。
- ⑤ 生徒の抱える心の問題について、保護者に伝え、共働して支援していくよう協力を要請する。

## (9) 保護者との日常的な連携

- ① 年度当初から、学校便りや保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や対応の方針、方法などを周知し、協力と理解、情報提供等を依頼する。
- ② いじめや暴力等の問題の発生時には、いじめられる側、いじめる側にどのような支援や指導を行うのか、学校の方針を明らかにしていく。
- ③ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明したいじめの事案に関する情報を適切に提供する。

## 6 重大事態の対処

深刻ないじめ（以下（2）に該当する事案）が発生した時には、教育委員会に報告する。

重大事態にあたるか否かの判断に迷う場合は、教育委員会に連絡し、協議をしながら対応を決定する。状況に応じて警察、児童相談所、医療機関等との連携も必要になる。そのため、日頃からの連携が、深刻な事案が発生した場合の連携を容易にすることになる。

### (1) 教育委員会への報告と調査組織の設置

学校は重大事態の発生を教育委員会に報告する。学校の報告を受け、教育委員会が重大事態の調査の主体を判断し、それを受け、学校は以下のような対応にあたる。

- ① 学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。
- ② 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する（生徒を対象に質問紙調査をする場合には、調査により得られたアンケートを、いじめを受けた生徒またはその保護者に提供する場合があることから、調査前にその旨を調査対象となる生徒やその保護者に説明する措置をとること。また、情報提供の際にはその生徒のプライバシー保護など、関係者の個人情報に十分配慮すること。なお、回収した文書等は5年間保管する）。
- ③ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ④ 調査結果を教育委員会に報告する。その後、教育委員会から市長に報告する。
- ⑤ 調査結果を踏まえ、初動的及び継続的に必要な措置を行う。

## (2) 事実関係の調査

学校は、次に掲げる場合には、重大事態に対処し、及び同種の事態の発生防止のため、速やかに学校の下に組織を設け、質問票の使用等により重大事態にかかわる事実関係を明確にするための調査を行う。

- ① いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- ② いじめにより生徒が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に対処する）。
- ③ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき（学校として「いじめの結果ではない」「重大事態とは言えない」と考えていたとしても、重大事態が発生したとして報告・調査等にあたること）。
- ④ 質問紙には以下の点を明記する。
  - ・ 記名をすること。
  - ・ 記述した内容について、後日面接等により詳細を尋ねる場合があること。
  - ・ 記述した内容を、被害生徒及びその保護者に開示する場合があること（ただし、記載者名、被害者名及び加害者名は公表しない）。
  - ・ 記述に際しては、以下の表を埋める形式で記述するものとする。

|   | 設 問          | 回 答                          |
|---|--------------|------------------------------|
| 1 | いつ or いつごろ   |                              |
| 2 | どこで or どのあたり |                              |
| 3 | だれが・だれと      |                              |
| 5 | だれに          |                              |
| 6 | なにを          | しているところを                     |
| 7 | だれが          | 私一人で ・ （ ）さんと一緒に             |
| 8 | どうした         | 見た ・ 聞いた                     |
| 9 | 備考           | このことは、設問7の他に以下の人が知っていると思います。 |

## (3) 情報の提供

学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査にかかわるいじめを受けた生徒等及びその保護者に対し、当該調査にかかわる重大事態の事実関係等、その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

#### (4) 市長への報告

学校は、大網白里市教育委員会を通じて、重大事態が発生したことを大網白里市長に報告しなければならない。

### 7 いじめ防止対策年間指導計画

- いじめ防止に係わる共通理解（4月の職員会議、校内研修）
- 道徳教育、特別活動、教科指導等（各年間指導計画による）
- 生徒、保護者への啓発集会等（4月）
- ネットいじめ等防止対策集会等（毎学期）
- 教育相談（毎学期）
- アンケート調査（8月除く毎月）

### 8 いじめ防止等の対策のための組織(いじめ防止対策委員会)

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核として位置づける。
- いじめの相談・通報の窓口となる。
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携にあたる。
- いじめに関する様々な兆候や懸念、生徒からの訴え等の内容に応じて、校内では道徳教育推進教諭・学年主任等の参加、校外では児童相談所・福祉事務所・警察等の外部専門機関と連携し、問題解決にあたる。

